

鹿児島県における感染拡大の警戒基準

令和2年8月25日 健康増進課

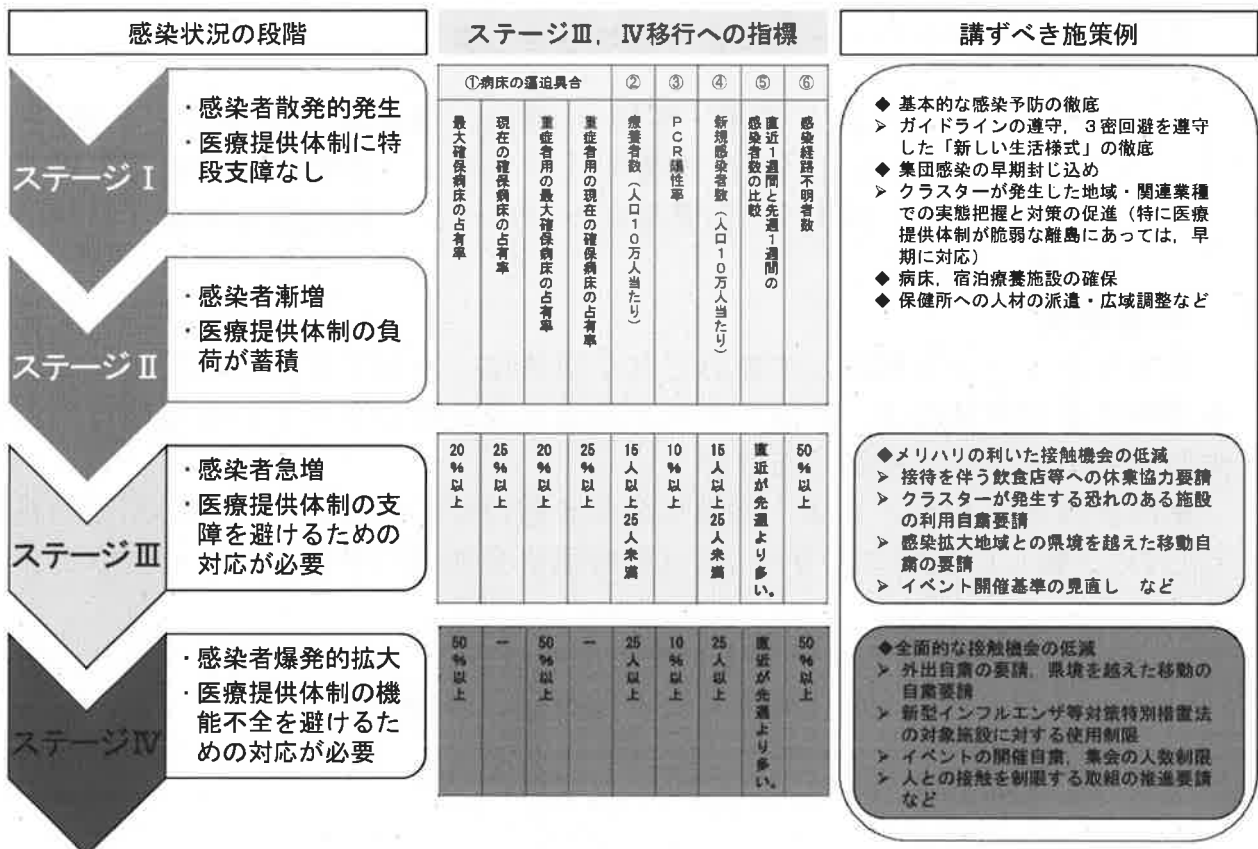
1 主旨

- 新型コロナウイルス感染症対策については、医療・公衆衛生において、①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化する、②感染レベルをなるべく早期に減少に転じさせる、ことに取り組んだ上で、経済との両立を図ることが重要である。
- このため、感染状況等を継続的に監視し、その変化が見られた場合、県民に対して適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、外出自粛や休業等の協力要請を検討するなど、県民に対して、「本県の感染状況や対策等の見える化」（警戒基準の設定）を図るものである。

2 警戒基準

- 感染及び医療提供体制の状況に応じて、ステージⅠからⅣを設定。
- ステージの判断に当たっては、医療提供体制等への負荷、監視体制、感染の状況からなる6つの指標を踏まえ、専門家の意見も考慮した上で、特に社会的な基盤である医療提供体制を確保する点を重視して、総合的に判断する。
- 各ステージにおいて取り組むべき施策については、基本的な感染予防の徹底、集団感染の早期封じ込めなど、専門家の意見も踏まえ、総合的に判断する。
- 特に、本県は多くの有人離島を有しており、離島においては医療提供体制が脆弱であることから、ステージⅠ及びⅡの段階であっても、ステージⅢで講ずべき施策の一部をエリア限定で実施する場合も含め、離島の特殊性を踏まえて、総合的に判断する。

感染拡大の警戒基準 全体図



- ◆ 基本的な感染予防の徹底
- > ガイドラインの遵守、3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底
- ◆ 集団感染の早期封じ込め
- > クラスタが発生した地域・関連業種での実態把握と対策の促進（特に医療提供体制が脆弱な離島にあっては、早期に対応）
- ◆ 病床、宿泊療養施設の確保
- ◆ 保健所への人材の派遣・広域調整など
- ◆ メリハリの利いた接触機会の低減
- > 接待を伴う飲食店等への休業協力要請
 - > クラスタが発生する恐れのある施設の利用自粛要請
 - > 感染拡大地域との県境を越えた移動自粛の要請
 - > イベント開催基準の見直し など
- ◆ 全面的な接触機会の低減
- > 外出自粛の要請、県境を越えた移動の自粛要請
 - > 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象施設に対する使用制限
 - > イベントの開催自粛、集会の人数制限
 - > 人との接触を制限する取組の推進要請など